

北部九州河川利用協会 事業評価委員会規則

(名 称)

第1条 この委員会は、「北部九州河川利用協会事業評価委員会」(以下、「委員会」という)という。

(目 的)

第2条 この委員会は、(一社)北部九州河川利用協会(以下、「協会」という)の運営の適正化、透明性の確保のために設けるもので、新法人改革で生じる、各種課題の解決や、現況運営の中で生じる公平性・透明性確保のための懸案を、それぞれの分野の有識者、専門家を交え解決策を検討する機関である。

(開 催)

第3条 委員会の開催は、当会の委員長が必要と認めたとき行う。

(会 務)

第4条 委員会は、次の事項を審議する

- (1) 協会運営に関する事項
- (2) 協会事業評価に関する事項
- (3) 経営計画に関する事項
- (4) その他

(構成メンバー)

第5条 委員会は、それぞれの分野の専門家、学識者などで構成する。

- 2 委員の委嘱は、理事長が行う。
- 3 任期は、2年とする。
- 4 委員会の議事を円滑に進めるため、委員の中から委員長を選任する
- 5 メンバー 法 律 : 弁護士
金融機関 : 銀行関係
税理士 : 税理士法人
有識者 : 大学教授

(手当の支給)

第6条 委員には、委員会に参加した場合には、所定の手当を支給する。

(事務局)

第7条 事務局は、審議に必要な考資料をとりまとめ、その結果の議事録を作成する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年 8月 6日から施行する。
- 2 この規則は、平成25年 7月 1日から施行する。